

杉並区特定・一般相談連携機能強化支援事業補助金Q & A

【交付申請について】

Q1	杉並区が障害福祉サービス給付の実施機関となる障害者に対して、地域移行に関する相談支援を行うが、相談支援事業所、その運営法人ともに杉並区内にはない。補助対象事業所になりますか？
	対象になります。
Q2	複数の相談支援事業所を運営しているが、地域移行に関する支援を実施する事業所は1つです。交付申請書に地域移行支援を実施しない事業所についても記載が必要ですか？
	本補助金の対象である地域移行に関する支援の実施が見込まれる相談支援事業所分のみ記載してください。なお、複数の事業所で支援が見込まれる場合は、事業所ごとの実施計画書を作成してください。
Q3	すでに、令和8年3月から地域移行に関する支援を実施している障害者がある。申請可能ですか？
	令和8年3月分は対象外ですが、令和8年4月からの分は対象になります。報酬算定月前の相談支援についてご申請可能です。
Q4	令和8年4月に1事業所分を申請したが、令和8年10月に他の事業所で利用対象にあたる障害者から相談があった。追加申請できますか？
	追加申請可能です。
Q5	他事業の助成金等との併用は可能ですか？
	本事業に係る経費と同一の経費(同じ用途)について、重複して助成金や委託料等の支払を受ける場合には対象外となり、併用はできません。
Q6	郵送で提出する場合、どのように送付すれば良いですか？
	郵送方法に指定はございませんが、レターパック等の配達状況の分かる形での送付をご検討ください。
Q7	申請書を窓口を持参する場合には予約は必要ですか？
	予約は必要ありません。なお受付時間は、平日午前8時半～午後5時（時間外・閉庁日には受付できません） *担当が不在の場合でも受付いたします。
Q8	申請書は返却されますか？
	ご提出された書類は返却いたしません。必要な場合はコピーをとりご提出ください。
Q9	申請後、交付決定までどれくらい日数がかかりますか？
	申請書を收受した月の翌月上旬に「杉並区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金交付決定通知書」（第2号様式）を郵送予定です。
Q10	申請期間中なら、要件に該当すれば、全て交付決定されますか？
	予算範囲なので補助金交付となります。申請状況により、予算額を超える場合は、交付申請の提出順に予算の範囲内で交付します。

Q11	補助対象期間について具体例を教えてください。
	令和8年5月 区から支援依頼 令和8年6月 本人及び家族と面談 計画案・地域移行支援計画を作成 令和8年7月 計画案・地域移行支援計画の内容を本人に確認、修正 計画案・地域移行支援計画を区に提出 令和8年8月 サービス決定、サービス利用開始 の場合、令和8年6月～7月の2か月分が補助対象期間です。
Q12	利用者と面談し、アセスメントの実施など地域移行に向けた調整を進めていたが、状況が変わり移行が取りやめとなった場合も補助対象となりますか？
	対象になります。
Q13	補助対象経費として、人件費、交通費、消耗品費等、地域移行支援の具体的な実施に関わるものであれば、対象としてよいですか？
	個別に利用者へ地域移行に関する支援を実施した場合は、対象です。
Q14	障害児入所施設からグループホームへの移行は対象ですか？
	対象です。
Q15	障害児入所施設から障害者支援施設への移行は対象ですか？
	地域への移行ではないので対象外です。
Q16	先に移行先のグループホームが内定していて、それから相談支援事業所に相談が来た場合も対象ですか？
	対象になります。

【実績報告について】

Q17	実績報告書の提出期限は？
	原則として、補助事業が完了した日から60日以内または令和9年3月31日のいずれか早い日までに提出してください。（令和9年2月・3月の事業完了日の場合、令和9年3月31日が提出期限となります）
Q18	交付申請時より利用者数及び利用月数が増えたが、その分も対象になりますか？
	交付決定額を超える場合は、変更申請をしてください。変更が承認された場合は、対象となります。 なお、複数事業所申請で、事業所別では申請額が超えていても、合計額が交付決定額以下の場合は、変更申請は不要です。
Q19	相談連携支援を計画して交付申請したが、実施ができなかった。その場合も、実績報告書の提出が必要ですか？
	延べ利用月数が0の場合は、「杉並区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金変更交付申請書」（第3号様式）を提出してください。

Q20	地域移行に関する支援が本人の意向で中断した月があった。補助対象月数に算入することはできるか？
	支援を実施しなかった月及び報酬を算定した月以降は補助対象外です。
Q21	地域移行に関する相談支援を行ったが、地域移行できなかった利用者がいた。補助対象の利用者となりますか？
	地域移行できなかった場合も、個別具体的な支援を実施した利用者は対象です。当該利用者について、報告書の地域移行実施状況欄に移行しなかったに○をし、支援した月、内容等も記載してください。
Q22	実績報告書の提出後、額確定までどれくらい日数がかかりますか？
	報告書を収受した月の翌月中旬までに「杉並区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金確定通知」（第6号様式）を郵送予定です。

【補助金請求について】

Q23	補助金請求書はいつ提出しますか？
	区から額確定通知書が届きましたら、記載内容をご確認うえ、「杉並区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金交付請求書」（第7号様式）をご提出ください。
Q24	振込口座名義は法人名ですか？事業所名ですか？
	交付申請をした法人名義の口座をご記入ください。
Q25	請求書の提出後、口座に入金されるまでどれくらい日数がかかりますか？
	請求書を収受した月の翌月中旬頃までに入金予定です。